

改正滋賀県公害防止条例講習会開催



- 日 時 : 平成 20 年 7 月 24, 28 日 14:00～16:45
- 場 所 : ライズヴィル都賀山、滋賀県甲賀県事務所
- 参加者 : 191 名
- 主 催 : 滋賀県南部振興局 環境課
滋賀県南部振興局 甲賀県事務所 環境課
湖南・甲賀環境協会

この講習会は、本年 8 月 1 日に施行される改正滋賀県公害防止条例の施行直後に、①有害物質移送施設の届け出が必要②地下水のモニタリング、あるいは、過去に有害物質の使用履歴のある土地の形質変更時に届け出が必要になる・・・など、これまでにない新たな対応が求められていることから、湖南・甲賀環境協会としては、会員各位が確実な法令遵守をするためには、事業者が改正条例の内容について、さらに理解を深めたいと要望している、また、行政としては確実な周知の必要性から、講習会の開催の必要性が一致し、滋賀県南部振興局、甲賀県事務所、湖南・甲賀環境協会が共催で開催しました。



まず、改正滋賀県公害防止条例の概要説明、それに伴う事業者の責務の説明のあと、各種届け出の作成方法、最後に今までの説明会で出された、質問に対する説明がありました。





最後に会長より、この条例は予算も人手もいる条例ですが、リスク管理ととらまえて法令遵守にあたってほしい。また条例ができたことによって、工場内において、製造部門や経営者に対して強い対応がとれるように、環境担当者のポジションが確かなものとして位置づけられたと認識してほしい。

条例は走り出したところなので、いろいろ問題が今後出てくるかもしれないが、行政にも相談し、言いにくいことは協会を通じていってもらってもいいので、協会を行政との橋渡しに使ってください。とのあいさつで締めくくりました。

※条例に関することは滋賀県琵琶湖再生課のホームページか、湖南・甲賀環境協会のホームページのトップページにも掲載していますので、ご参考ください。

湖南・甲賀環境協会